

敖繼公『儀禮集說』における鄭玄注の引用と解釋

廖 明 飛

はじめに

『儀禮』の注釋書について、我々は後漢の鄭玄の『儀禮注』と宋末元初の敖繼公の『儀禮集說』とを最も重要なものとして擧げることができよう。敖繼公は鄭玄注を「疵多く醇少し」(「疵多而醇少」¹⁾)と批判し、『儀禮集說』を著して鄭玄注に對抗した。これまで經學の概說書に於いては後者は「新注」と見なされてこなかったが、²⁾前者を「舊注」とすれば、後者を「新注」と位置づけることも可能だろう。一言でいうと、敖繼公と鄭玄との兩者の注は相對峙する存在であるとみなすことができるのである。

とはいえ、『儀禮集說』は「集說」、つまり先行諸說を取捨選擇するという注釋形態を取ったのだから、當然ながら鄭玄の『儀禮注』をも引用している。しかもそれは單純な形の引用にとどまらず、引用した鄭玄注に對してしばしば按語の形で自らの解釋を加えている。本稿では、『儀禮集說』に於ける鄭玄注の引用とそれに対する敖繼公の解釋を中心に考察する。

まず、第一章では、鄭玄注の引用の形式から、敖繼公がどのように鄭玄注を扱っているかを考察する。

敖繼公は鄭玄注を批判し、『儀禮集說』に於ける鄭玄注の引用も、「其の經に合はざる者を刪りて、其の謬らざる者

を存」(「刪其不合於經者、而存其不謬者」)⁽³⁾ したという。すなわち、引用されている鄭玄注は、すべて敖繼公が經への解釋として相應しいと判斷したものであるということになる。しかしながら、敖繼公が鄭玄注を引用した箇所においても、實際には鄭玄注をそのまま踏襲しているわけではなく、原文にいくつか修正を施している場合がある。

例えば、阮元『儀禮註疏校勘記』「引據各本目錄」は、『儀禮集說』所引の鄭玄注について、「載する所の鄭注、多く移易點竄し、盡くは憑るに足らず。」(「所載鄭注、多移易點竄、不足盡憑。」)と指摘している。鄭玄の注をそのまま引用せず、多少文字・内容の修正・改訂などを行っていること(「點竄」)はそれほど不自然ではない。一方、阮元が言う「移易」すなわち鄭玄注の場所の移動とは具體的にはどのようなことを指すのだろうか。また敖繼公は、なぜそのようなしなければならなかったのだろうか。これらの問題は、これまで研究者の関心をあまり引いてこなかったが、このことは敖繼公の『儀禮』理解と密接な関係があるのではないかと筆者は考えている。第一章ではこの問題を明らかにしたい。

次に第二章では、敖繼公の按語を手がかりとして、敖繼公がどのように鄭玄注を解釋したのかを明らかにする。『儀禮集說』の鄭玄注解釋について、清朝乾隆中後期の四庫館臣は「經文・注義、以て引伸するを得」(「經文注義、得以引伸」)⁽⁴⁾、「鄭注を疏通して其の失を糾正す」(「疏通鄭注而糾正其失」)⁽⁵⁾とし、鄭玄注の難澁な箇所を正確に理解していると高く評價する。しかしながら、それと同じく乾隆中後期からいわゆる「清朝考證學」が興んになると、漢學墨守の立場から、敖繼公に於ける鄭玄注批判の側面ばかりが否定的に注目されるようになり、敖繼公の鄭玄注に對する深い理解については顧みられなくなっていく⁽⁶⁾。

近年、顧遷氏「敖繼公『儀禮集說』與清代禮學」は、四庫館臣の評価を踏まえ、敖繼公は『儀禮』の經文だけでなく

く、その鄭玄注についてもよく研究して、敖繼公の按語は鄭玄注の多くの箇所に対して訂正・補正をしており、また鄭玄注の根據を明らかにしていると指摘している¹⁶⁾。だが、顧遷氏の論文はこの点について未だ具體的な論證には及んでいない。そこで、第二章では敖繼公の鄭玄注への理解の姿勢を確認し、敖繼公の鄭玄注に対する解釋と、賈公彦の解釋との差異について論じる。

これら二章に亘る分析を通じ、敖繼公の鄭玄注に対する態度及びその鄭玄研究の實相を明らかにすることが本稿の主たる目的である。

第一章 鄭玄注の引用と敖繼公の「横讀法」

『儀禮集說』の注釋は、體例として、「注曰」と表記して鄭玄注を引用する。ただし、阮元が「多く移易點竄す」と指摘しているように、引用の注は『儀禮』の當該の經文に對する鄭玄注ではなく、別條や別篇の鄭玄注から挿入されたものも多く含まれる。どうして敖繼公はこのような處理をしたのであろうか。

また、引用された鄭玄注は『儀禮』の鄭玄注だと考えるのが當然だが、實際には『周禮』・『禮記』の鄭玄注が引用されている箇所が少なくない。敖繼公が『周禮』・『禮記』の鄭玄注を『儀禮』に挿入したのは何故だろうか。單純に同じ鄭玄による注だから、それを取って挿入しただけだと考えてよいのだろうか。

阮元は『儀禮』經注文字の校勘の立場から、敖繼公の引用文は「盡くは憑るに足らず。」と評している。校勘學の

立場に立てば阮元の評價はその通りなのであるが、ここではそれを超えて敖繼公がいかにか考えていたのかということ
を考察したい。というのは、敖繼公に於ける鄭玄注引用時の改變は一定の原理に基づくものと考えられるからである。

第一節 所謂「横讀法」について

『儀禮集說』に於いて引用される鄭玄注はどのようなものか。まず、以下の「士冠禮」の一例を見てみたい。

「士冠禮」「若殺、則特豚、載合升、離肺實于鼎、設局鼎。」

鄭玄注「特豚、一豚也。凡牲皆用左胖。煮於鑊曰亨。在鼎曰升。在俎曰載。載合升者、明亨與載皆合左右胖。

②離、割也。割肺者、使可祭也、可嗜也。今文局爲鉉、古文鼎爲密。」

敖繼公所引鄭注「①特、一也。合升、合左右胖升於鼎也。②離、割也。③離肺、小而長、午割之、不提心。④

局、鼎扛、所以舉之者也。⑤鼎、覆之。」

敖繼公の自注「載、衍文。……鼎設局、是亦舉之也。孤子則舉鼎陳于門外。……」

この『儀禮集說』に於いて引用されている注と、鄭玄注の原文とを比べると、②「離、割也」の三文字だけは鄭玄
注の原文のままであるが、ほかの注は鄭玄注のこの箇所にはみえない。①③④⑤の注は本來どこにあったのか。

①は「士昏禮」の鄭注、③は「特牲饋食記」の鄭注、④は「公食大夫禮」の鄭注、⑤は「士昏禮」の鄭注である。

特に、④⑤は經文の「局・鼎を設く」（「設局鼎」）の「局」「鼎」に對する注釋だが、それぞれ別々の篇から挿入しているのは、やや不自然に感じられる。何故①③④⑤の注がここに挿入されたのか。以下、逐一検討する。

①「特、一也。合升、合左右胖升於鼎也。」

「士昏禮」の「其實特豚、合升、去蹄、舉肺脊二、祭肺二。」の鄭注に「特猶一也。合升、合左右胖升於鼎也。」とある。

おそらく敖繼公は「士昏禮」の「其實特豚、合升」と「士冠禮」の「若殺、則特豚、載合升」とを類似の儀節だと考え、それを參照したのである。しかし、「士昏禮」は「合升」としているが、「士冠禮」は「合升」ではなく、その前に「載」の一字があり、同じではない。だが、敖繼公は「載は衍文」（「載、衍文」）と見なし、結局兩者を同じものだと見なしている。

一方、鄭玄は「在俎曰載」と解釋し、「載合升者、明亨與載皆合左右胖。」とし、「士昏禮」の注とは異なっている。つまり、①は鄭玄の注であるものの、それはあくまで「士昏禮」の注であり、この「士冠禮」の經文に對しては、鄭玄は、敖繼公と同じ解釋であつたわけではない。敖繼公は自分の解釋に従つて、鄭玄の意圖とは違ふ形で、「士昏禮」の鄭注を取つてここに挿入したのである。

また、鄭玄注は「特豚、一豚也。」とし、敖繼公は「特、一也。」としている。つまり、「士昏禮」の鄭注の「特猶一也」の「猶」字を省いたのである。「士昏禮」の鄭注の「合升、合左右胖升於鼎也。」を引用したので、その直前の

「特猶一也」をも引用しただけかもしれないが、より深い意味があつたとも推測できる。

例えば、「士冠禮」の「束帛儷皮」の鄭注は、「儷皮、兩鹿皮」とあるが、敖繼公はその注の代わりに「士昏禮」の「納徵、玄纁束帛儷皮」の鄭注「儷、兩也。皮、鹿皮」を引用している。兩者の意味はあまり變わらないが、後者の方が、注釋される對象（「儷」「皮」）がより明確になる。ここでも、解釋する必要があるのは「豚」でなく「特」のみななので、より簡潔で適切な注を引くために、「士昏禮」の鄭注の「特猶一也」を採用したものと考えられる。

③「離肺、小而長、午割之、不提心。」

「特性饋食記」の「膚三、離肺一」の鄭注は「離猶挫也。小而長、午割之、亦不提心、謂之舉肺。」とある。

「士冠禮」の鄭玄注は「離、割也。割肺者、使可祭也、可嚼也。」である。敖繼公は「離、割也。」の三文字だけを引用している。鄭玄は「肺を離く」（「離肺」）方法については、「士冠禮」のこの部分では言及しておらず、敖繼公は「特性饋食記」の「離肺」に對する鄭玄の注の「小而長、午割之、不提心」を取って挿入している。

④「局、鼎扛、所以舉之者也。」⑤「簠、覆之。」

④・⑤は經文の「設局鼎」に對する注である。『儀禮』の中に、「設局鼎」という經文は「士冠禮」「士昏禮」「公食大夫禮」「士喪禮」の四篇に出ている。

「士冠禮」鄭注「今文局爲鉉、古文鼎爲密。」

「土昏禮」鄭注「局、所以杠鼎。⑤鼎、覆之。……今文局作鉉、（古文）鼎皆作密。」

「公食大夫禮」鄭注「④局、鼎杠、所以舉之者也。……今文局作鉉、古文鼎皆作密。」

「土喪禮」鄭注「古文鼎爲密。」

このように同じ「設局鼎」の經文に對して、各篇の鄭注は同じではないことが看取され得る。「土喪禮」の鄭注は「古文鼎爲密。」だけであるが、ほかの篇のように「今文局作（爲）鉉。」という語が本來はあるべきであろう。

鄭玄が「局」と「鼎」との兩者を同時に解釋したのは「土昏禮」に於いてのみである。であるからには、「土昏禮」の鄭注をそのまま引用すれば充分であるかにも思われる。しかし、敖繼公はそうせず、「鼎」の解釋は「土昏禮」の鄭注を引用し、「局」に對する解釋は「公食大夫禮」の鄭注を取った。その原因は、「公食大夫禮」の鄭注は「所以舉之者也」とあり、より詳しいからである¹⁸⁾。

④・⑤は「公食大夫禮」と「土昏禮」の鄭注によるものであるが、敖繼公は「土喪禮」の鄭注も當然調べたはずである。つまり、『儀禮』の經文の「設局鼎」に對する鄭玄の注を全て參照し、その中でより明確なものを取って引用したということが想像できる。

以上の分析によると、一條の鄭注の引用に過ぎないが、敖繼公は各篇の經文・儀節に關する鄭玄の注を參照し、さまざまに考えて工夫を凝らして引用していることがわかる。ここには敖繼公の鄭玄注に對する慎重な態度が窺える。このような引用方法は、おそらく敖繼公の『儀禮』に對する理解と關係があると思われる。清朝乾嘉時期の學者の彭

元瑞は以下のように述べた。

『集説』横讀法を用ひ、多く此篇を以て彼篇の儀節の文字を校證するも、未だ盡くは從ふべからず。〔『集説』用横讀法、多以此篇校證彼篇儀節文字、未可盡從。⁹⁰⁾〕

彭元瑞は、敖繼公がある篇の經文について、常到他篇の儀節と比較して文字を校正することを、「横讀法」と名付けている。確かに、『儀禮集説』の經文の校勘（または儀節の解釋）は「横讀法」によったところが少なくない。これは『儀禮集説』のもっとも重要な特質の一つだということもできよう。⁹⁰⁾ 敖繼公が、上述の「士昏禮」の「其實特豚、合升」により、「士冠禮」の「載合升」の「載」を衍字と見なしているのは、それが實際に適用された例である。上で見たように、他篇から挿入された鄭玄注が、「士冠禮」に於いてこのように配置されているのは、各篇の經文・儀節を總合的に理解した上でのことである。彭元瑞のいう「横讀法」は彼の指摘する校勘について適用されるのみならず、鄭玄注の引用の方法にも適用可能である。つまり、敖繼公の鄭玄注を引用する方法は、彼の『儀禮』に於ける讀解方法である「横讀法」に由來すると言えよう。

第二節 『儀禮』鄭玄注の引用に於ける三つのパターン

そもそも、『儀禮』の經文・儀節は、篇内の前後、或いは各篇に繰り返し出てくるものが少なくない。鄭玄は必ず

しも經文にその語句が初めて出てくるところに注に施すわけではなく、二度目に出てくるところ、もしくは三度目に
出てくるところに注を施すことも多い。だが、敖繼公は「横讀法」により、篇内の前後・各篇の經文及びその鄭注を
精査し、必ず經文にその字句が初めて出てくるところに鄭玄注を引用している。これについて、『儀禮注疏詳校』の
著者である盧文弨は次のように述べる。

注の先後に於て頗る移易すること有り、經文の初見處、鄭或いは訓釋を加へず、而して再見、三見に於て始めて
之を出だすに因り、校者因りて之を後に移し以て前に置くと爲す。（於注之先後頗有移易、因經文初見處、鄭或
不加訓釋、而於再見・三見始出之、校者因爲之移後以置前⁽¹⁾。）

敖氏往往にして後篇の注を前に引き、又た多く意を以て其の文を増成す。（敖氏往往引後篇之注於前、又多以意
増成其文⁽²⁾。）

つまり、經文にその語句が出てくる順序により、鄭注を移動させるのである。これには二つのパターンが存在する。

（１）篇内の後文の注を取って前文の下に挿入すること。

（２）後篇の注を取って前篇の經文の下に挿入すること。

「士冠禮」は十七篇の一番目にあり、この特徴がもっとも顯著に見て取れる。「士冠禮」には全部で九十一條の鄭
玄注が引用されているが、その中に（１）に當てはまるものが三條あり、（２）に當てはまるものが十三條ある。例

えば、「宿賓」章の「乃宿賓。賓如主人服、出門左、西面再拜。主人東面荅拜。」に對して「左、東也。出以東爲左、入以東爲右。」という鄭玄注を引用しているが、これは當該の經文の鄭玄注ではなく、その後の「迎賓」章の「主人迎、出門左、西面再拜。賓荅拜。」の「出門左」に對する鄭玄注である。この二つの儀節は同様の拜迎（「拜辱」ともいう）の禮であり、同じ「出門左」との經文があるので、「橫讀法」が適用され得る。そこで敖繼公は後の注を取って前の文の注として挿入したわけであり、すなわちパターン（1）に當てはまる。

また、第一節で舉げた「士冠禮」「若殺、則特豚、載合升、離肺實于鼎、設扃鼎。」に引用された鄭注の①③④⑤はそれぞれ「士昏禮」・「特牲記」・「公食大夫禮」・「士昏禮」から挿入されたもの、まさにパターン（2）の好例である。ここでは、もう一つの例を舉げよう。

「鄉飲酒禮」「司正退立于序端、東面。」

鄭玄注「①辟受酬者、又使其贊上贊下也。②始升相、西階西、北面。」

敖繼公所引鄭注「①辟受酬者、又使其贊上贊下也。②始升相、西階西、北面。後篇注又云、③退立、俟受酬者。」

△「鄉射禮」「受酬者降席、司正退立于西序端、東面。」

鄭玄注「③退立、俟後酬者也。②始升相、立階西、北面。」

敖繼公は「鄉飲酒禮」に引用した鄭玄注に於いて、自ら「後篇注又云」と記しており、當該の經文の鄭注①②を引用した後、「後篇」（＝「鄉射禮」）の鄭注③をも附録した。その背景には、「鄉射禮」と「鄉飲酒禮」の中には同様或

いは類似する經文・儀節があり、鄭玄の注は前後同じではないので、敖繼公は「横讀法」により後篇の鄭注を取って挿入した、ということが考えられる。つまり引用方法のパターン（2）である。また、些か注意に値することであるが、『儀禮集說』全書に於いて「後篇注又云」と明記されるのは異例である。

『儀禮』の中の同じ經文に對して、鄭玄は必ずしも同じ注を施さない。少なくとも、内容上のいわゆる「詳略の別」が激しい。この場合も、敖繼公は「横讀法」により、より詳しい鄭玄注を取って原注に代えることがある。これをパターン（3）とすれば以下のような例がある。

「士冠禮」「三醯有乾肉折俎。」

鄭玄注「乾肉、牲體之脯也。」

敖繼公所引鄭注「乾肉、牲體之脯也、如今涼州烏翹矣。」

敖繼公の自注「乾肉折俎猶言乾肉俎也。（中略）士虞禮曰、有乾肉折俎、二尹縮、祭半尹。」

△「士虞禮記」「有乾肉折俎、二尹縮、祭半尹。」

鄭玄注「乾肉、牲體之脯也、如今涼州烏翹矣。」

すなわち、同じ經文の「乾肉」について、『儀禮』の編次としては後ろにある「士虞禮記」の鄭玄の注は「如今涼州烏翹矣」とあるが、「士冠禮」の注にはこの字句がない。敖繼公は「士虞禮記」の鄭注を參照し、「如今涼州烏翹矣」を付け加えた。結果だけをみれば、「士冠禮」の鄭注の代わりに「士虞禮記」の鄭注を引用したと言うこともできる。

なぜ「如今涼州烏翅矣」を付け加えて引用しなければならないかという、それは「横讀法」によると、「乾肉」に對して、鄭玄が「乾肉、牲體之脯也。」とだけではなく、本來は「如今涼州烏翅矣」とも言おうとしていたはずであるから、「如今涼州烏翅矣」を引用しなければ、鄭玄の注として不完全だと敖繼公が考えたからであろう。

ちなみに盧文弨は、「如今涼州烏翅矣」の一句は、敖繼公が『周禮』「腊人」の鄭玄注から挿入したものであると考えた。⁽³⁾確かにこの箇所の賈公彥疏が指摘しているように、『周禮』「腊人」の「掌乾肉、凡田獸之脯腊之事」に對する鄭注は「大物解肆乾之謂之乾肉。若今涼州烏翅矣。」とする。だが、敖繼公は自ら「士虞禮曰、有乾肉折俎、二尹縮、祭半尹。」と注釋を施し、また「腊人」の鄭注は「如今」ではなく「若今」に作るものであるから、敖繼公が「士虞禮記」の「乾肉」の鄭注から引用したことについては疑問の餘地はない。この一例からも、當時、敖繼公の鄭玄注の引用について未だしっかりと理解されていなかったことが窺われ得るのである。

このような處理はこのみならず、敖繼公は常に、より詳しい鄭玄の注を提示しようとしている。例えば、

「既夕禮記」「設櫨于東堂下。」

鄭玄注「櫨、今之輦也。」

敖繼公所引鄭注「櫨之制、如今之大木輦也。」

△「特牲饋食禮」「櫨在其南、南順。」

鄭玄注「櫨之制、如今大木輦矣。」

すなわち、同じ經文「椽」に對して、「既夕禮記」の鄭注は「椽、今之擧也。」とだけあるが、編次が後ろである「特牲禮」の鄭注はより詳しく「椽之制、如今大木擧矣。」としている。より詳しいとはいえ、上述の鄭玄注の「如今涼州烏翅矣。」の有無とは違い、これはただ同じ内容を表現上より丁寧に述べたに過ぎないと思われる。それでも、敖繼公は「横讀法」により、「既夕禮記」の鄭注の代わりに「特牲禮」の鄭注を引用している。

なお、彭元瑞は『儀禮集說』に於ける鄭玄注の引用に對して、「復た鄭注を移置し、且つ採る所殊に少なし。」（復移置鄭注、且所採殊少。）⁽³⁴⁾と指摘しているが、『儀禮集說』の鄭玄注の引用が少なく見えるという状況は、敖繼公の引用方法（「移置」）と無關係ではない。というのは、上述の三つの引用のパターンでは、いずれも後の文・後の篇では本來そこにあつた鄭玄注を基本的には再び引用しないということになっているからである。例えば、上例の「特牲禮」の「椽在其南、南順。」の下に「椽」に對しては、敖繼公は鄭玄注を引用していない。なぜならば、その注はすでにその前の「既夕禮記」の「設椽于東堂下。」の下に挿入してあるからである。このように實際にはそれと斷らずとも、鄭玄注に基づいている例があることには注意する必要がある。

第三節 『周禮』、『禮記』鄭玄注の引用

敖繼公は單に『儀禮』の各篇の鄭玄注を参照したのみならず、『儀禮』の經文と關連する『周禮』・『禮記』の經文に對しても、鄭玄がなにを、どのように考えていたかということに留意し、積極的にそれらを参照して『儀禮』の注

として挿入している。まず『禮記』の例をみよう。例えば、

「士喪禮」「君降、西鄉、命主人馮尸。主人升自西階、由足、西面馮尸、不當君所。」

鄭玄注「君必降者、欲孝子盡其情。」

敖繼公所引鄭注「君必降者、欲孝子盡其情。不當君所、不敢與尊者所馮同處。」

△『禮記』『喪大記』『馮尸不當君所。』

鄭玄注「不敢與尊者所馮同處。」

「士喪禮」では鄭玄はただ經文の「君降」についてのみ解釋していて、「不當君所」について解釋をしていない。また、賈公彦も疏を施していない。敖繼公は「士喪禮」の「不當君所」に關連する『禮記』『喪大記』の「馮尸不當君所」の鄭玄注を參照し、それを取って『儀禮』の注として挿入した。つまり、敖繼公は、鄭玄が「士喪禮」經文の「不當君所」について、「不敢與尊者所馮同處」と考えていたはずだということを提示している。『禮記』の鄭玄注を取って『儀禮』の中に挿入しているのは同じ「不當君所」という經文が出ていることによるのであり、これも「橫讀法」の適用とみなすことができる。

次に『周禮』の例についても見てみよう。例えば、

「士喪禮」「卜人坐作龜、興。」

鄭玄注「作猶灼也。『周禮』卜人、凡卜事示高、揚火以作龜、致其墨。興、起也。」

敖繼公所引鄭注「作龜、以火灼之、以作其兆也。『周禮』卜師、凡卜事、揚火以作龜、致其墨。」

△『周禮』「太卜」「凡國大貞、卜立君、卜大封、則眡高、作龜。」

鄭玄注「作龜、謂以火灼之、以作其兆也。（中略）士喪禮曰、宗人受卜人龜、示高。泣卜受視、反之。又曰、卜人坐作龜。」

「士喪禮」の「作龜」について、鄭玄の注は「作猶灼也」としているが、敖繼公はその代わりに『周禮』「太卜」の「作龜」の鄭注「作龜、以火灼之、以作其兆也。」を引用している。經文の「作龜」について、鄭玄にはこのような解釋もあることを提示している。もっとも、『周禮』「太卜」の鄭玄の注も、既にこの「士喪禮」の經文の「卜人坐作龜。」を引用しており、鄭玄の兩者を相互に參照しようとする姿勢も明白に見て取れる。敖繼公は鄭玄の意圖を受け継いでいるとも考えられるが、そのような引用を可能にしたのはやはり「横讀法」であると言えよう。

以上の分析により、敖繼公は『儀禮』各篇の經文及びその鄭注を相互に參照し、その内容上の差異を分析し、より詳しい、或いはより明確な注を取って引用していることが判明した。また、敖繼公は『儀禮』の鄭注だけでなく、『周禮』・『禮記』の鄭注をも參照し、『儀禮』の注として引用している。これらの手法はすべて敖繼公の『儀禮』の讀解方法である「横讀法」に由來するものであると言えよう。

第二章 賈公彥疏の形骸化と敖繼公の再解釋

『儀禮集說』の體例は、まず注・疏や先儒の説を引用し、その後に「繼公謂」と表記して自説を述べるというものである。¹⁵⁾ 引用の諸説に對してコメントする際には、「繼公謂」の末尾に「按(案) ……」をつけ、按語の形で示す。もし經文に對して自説を出さず、ただ引用の諸説にコメントを附するだけの場合は、「繼公謂」の代わりに直接「繼公按(案) ……」を附す。『儀禮集說』では、卷一「士冠禮」に北宋の陳祥道の説に對しての按語が一箇所あり、¹⁶⁾ 卷十一「喪服」に賈公彥疏に對しての按語が二箇所あるが、¹⁷⁾ ほかの按語(凡そ九十五條)はすべて鄭玄注に對してのコメントである。従つて、敖繼公の按語はそのほとんどが引用する鄭玄注に對してのコメントであると言える。¹⁸⁾

本來、鄭玄注の意味を説明し、その論理を述べ、その根據を提示するということは、義疏家の仕事である。だが、賈公彥『儀禮疏』の鄭玄注理解は、十分なわけではない。それどころか、すでに朱子が批判したように、賈公彥疏は「説明がわかりにくい」¹⁹⁾ し、解釋上曖昧で不適切なところが少なくない。また、鄭玄注の一部については對應する賈公彥疏が缺けている場合もある。そこで、敖繼公は引用された鄭玄注に對して、按語の形でその意味・根據を説明しようと試みたのである。

以下、鄭玄注の意味及びその根據に對して、敖繼公はどのように解釋したのか、彼の姿勢を確認したい。また、敖繼公と賈公彥との理解には、その方向もしくは方法はどのような差異があるのかも考察する。

第一節 敖繼公の鄭玄注に對する解釋姿勢

敖繼公の按語とはどのようなものだろうか。まず、以下の一例を見てみよう。

「喪服記」「總衰四升有半、其冠八升。」

敖繼公所引鄭注「①服在小功之上者、欲著其縷之精麤也。②升數在齊衰之中者、③不敢以兄弟之服服至尊也。」

敖繼公按語「注云①「服在小功之上者」、謂此經喪服之序總衰在小功之上也。云②「升數在齊衰之中者」、齊衰四升五升六升而此總衰四升有半、是在齊衰之中也。云③「不敢以兄弟之服服至尊」者、用「齊衰三月」章傳文。」

この箇所では引用する鄭玄注に對して句毎に解釋を施しており、①②は鄭玄注の意味を、③は鄭玄注の出典・根據を説明しようとする敖繼公の意圖が明白に見て取れる。しかも、この解釋の形式はまるで賈公彦の疏の體裁のようである。おそらく、敖繼公は、賈公彦の理解は誤りで、自分こそが鄭玄注の「本意」を捉えていると自負していたのだろう。續いて、後世の禮學者が、敖繼公のこのような鄭玄注に對する解釋をいかに評していたのかを見てみよう。

「喪服記」のこの箇所⁽²⁰⁾に於いて、『欽定儀禮義疏』(卷二十五)は鄭玄注の下に割注の形で(即ち疏として)敖繼公の按語を挿入している。胡培翬『儀禮正義』(卷二十五)では賈公彦の疏を用いず、敖繼公の説に従って鄭玄注を解釋している⁽²¹⁾。それは胡培翬が、賈公彦の解釋より、敖繼公の解釋の方が鄭玄注の意味を捉えていると認めたためであろう。もう一つの例を見てみよう。

「聘禮」「勞者再拜稽首受。賓再拜稽首、送幣。」

敖繼公所引鄭注「④受・送拜、皆北面、⑤象階上。」

敖繼公按語「注云④「受・送拜」者、謂受者・送者之拜也。⑤「象階上」者、謂放僎于堂之禮也。」

この按語④⑤は、上例の①②と同じく鄭玄注の意味に對する解釋についてのものである。「聘禮」のこの箇所の鄭玄注に對する賈公彥の解釋が不適切だと、張爾岐『儀禮鄭注句讀』卷八・盛世佐『儀禮集編』卷十五・褚寅亮『儀禮管見』卷中之二などの清朝の學者は批判を加えており、『欽定儀禮義疏』(卷十五)は鄭玄注の下に、割注の形で敖繼公の按語を挿入している。胡培翬『儀禮正義』(卷十六)も「敖繼公の説が意味を正しく捉えている」「敖之説得之」と評している。

このように、鄭玄注の意味を正しく理解しているという敖繼公の自負は、決して自信過剰ではなく、後世の禮學者たちも認めるところであつた。

この二つの例では、鄭玄注の意味を適切に理解できなければ、經文の意味を理解することもできなくなってしまう。敖繼公は經文を理解するために鄭玄注を説明しようとしたのだと考えられるが、そののみならず、經文の理解に関わりなく、鄭玄注そのものを理解しようとする姿勢も以下の例から窺える。例えば、

「公食大夫禮」「宰夫設其饔于稻西。」

敖繼公所引鄭注「酒在東、漿在西、是所謂左酒右漿。」

敖繼公按語「案「左酒右漿」、「弟子職」文。」

鄭玄は「是は所謂「左酒右漿」なり。」と言っており、敖繼公は『管子』『弟子職』の「左酒右漿」を典據として提示している。しかし、「左酒右漿」という一句は「弟子職」によるものであるが、その典據は經文の理解にはあまり關係しない。それにもかかわらず、敖繼公は鄭玄注が「所謂」と言っている以上は必ず典據があるはずだと考え、その典據を提示しているのである。ここに敖繼公の鄭玄注そのものに對する興味と探究心を見て取ることができよう。

敖繼公の按語の内容は、上述のような鄭玄注の意味と出典・根據に對して解明することがそのほとんどを占めるが、それ以外に鄭玄注の文字上の誤りや脱文などについて言及するものも見られる。例えば、

「大射儀」「司射西面命曰、中離維綱。」

敖繼公所引鄭注「或曰、維當爲絹。絹、綱耳。」

敖繼公按語「按、注之「絹」字、恐是「縝」字之誤。「梓人」云、「縝寸焉。」

「既夕禮」「賓出、主人送于門外、有司請祖期。」

敖繼公所引鄭注「亦因在外位請之。當以告賓。每事畢輒出。」

敖繼公按語「按、注「每」上更當有一「賓」字。」

敖繼公は「大射儀」の鄭玄注の「絹」を「縝」の誤字ではないかと推測し、「既夕禮」の鄭玄注の「每事畢輒出」

の上にはもともと「賓」との文字があるべきだと考えていた。この二箇所、鄭玄注の誤字・脱文は、少なくとも唐の賈公彦以来、誰も気づかなかつたものである。これは敖繼公の一種の文獻批判精神の表れであるとともに、鄭玄注の本来の姿を復元しようとする姿勢であるとみなすことができる。

敖繼公の按語はおおよそ上述のようなものであるが、敖繼公に鄭玄注を客觀的に研究しようとする姿勢が存在したことを筆者はここに強調しておきたい。

池田秀三氏は先行諸注を取捨選擇する「集說」・「集解」・「集注」というような古典注釋書について、採用された先人の諸注は、「かつての體系・文脈の中で負っていた意義を失い、新たな體系・文脈の中で新たな意義を帯びることになる。」⁽²²⁾と述べている。この池田氏の指摘の如く、『儀禮集說』に引用された鄭玄注は、既に鄭玄注そのものではなく、敖繼公の注の一部になっていると考えられる。しかしながら、そうであると同時に、上述の例が示しているように、敖繼公は『儀禮』の經文だけでなく、鄭玄注そのものをも自身の研究對象として扱っていた。

また、敖繼公は「喪服記」「大功八升若九升、小功十升若十一升。」の鄭玄注に對して、「鄭氏の意は、蓋し或いは此の如し。」（「鄭氏之意、蓋或如此。」）としたり、「聘禮」「釋幣制玄纁束」の鄭玄注に對して、「曉る可からず、姑く之を闕く。」（「不可曉、姑闕之。」）とすることから看取されるように、鄭玄注を解釋する際、非常に慎重な態度をとっていた。たとえ鄭玄の注が不適切であるかに思われる箇所においても、直接鄭玄注が誤りだとすることを避け、「鄭氏は此れに於て、蓋し偶々之を攷ふること詳らかならざるのみ。」（「鄭氏於此、蓋偶攷之不詳耳。」）⁽²³⁾と氣を遣った表現を用いている。

第二節 敖繼公の鄭玄注の意味に對する再解釋

鄭玄がなにを言いたかったか、その意味は何かということについて、敖繼公はなぜ再解釋しなければならなかったのか。いったい彼の再解釋は賈公彥の解釋とどのような差異があるのか。まず、「聘禮」の鄭玄注「互相先後」に對する兩者の差異を檢討してみよう。

「聘禮」「公於賓壹食再饗。」

敖繼公所引鄭注「公食大夫禮曰、設洗如饗、則饗與食互相先後也。」

敖繼公按語「注云「互相先後」、謂食居二饗之間也。」

△賈疏「引「公食」、「饗與食互相先後」者、此經先言食、後言饗、則食在饗前。「公食」言設洗如饗禮、則饗在食前。饗先後出於主君之意、故先後不定也。」

賈公彥は、「聘禮」のこの經文「公賓に於て壹食再饗す」では「食」が「饗」の前であるので、食禮は饗禮の先に行うべきだ、と理解している。また、「公食大夫禮」では「洗を設くること饗の如くす」（「設洗如饗」といい、饗禮は食禮の先に行うべきだとしている。従つて、饗禮と食禮のどちらを先に行うのかということは、君主の意に従い、一定していないのだと考えた。つまり、鄭玄注の「たがい先後する」（「互相先後」）を「先後が定まっていない」（「先後不定」）のこととして解釋した。

これに對して、敖繼公の按語によると、饗禮を先に行い、つづいて食禮が終わつたら再び饗禮を行うということになる。つまり、「互相先後」とは、食禮は壹饗の後であり、再饗の前であるということになる。『欽定儀禮義疏』卷一七は敖繼公の説を割注の形で鄭玄注の解釋文として挿入している。胡培翬は「敖繼公の説は鄭玄の意味を言い當ててゐるのではないだろうか」（「敖説或得鄭意歟」）と評している。また、黃以周は賈公彥疏を「誤りである」（「非也」）と批判して、敖繼公に對しては、「敖繼公は鄭玄の意味を正しく説明している」（「敖申鄭是」）と指摘している。³⁵⁾ 思うに、賈公彥が「此の經先ず食を言ひ、後に饗を言へば、則ち食は饗の前に在り。」と言つたのは、經文の具體的内容には注意せずに、經文の文字の順番（形式）のみを重んじたからであらう。³⁶⁾ このことについて賈公彥の解釋は表面的なものに過ぎなかつたと言わざるを得ない。すなわち、賈公彥疏は形骸化している嫌いがあるのである。次に「觀禮」の鄭玄注の『左傳』の引用に對して、兩者の差異を検討してみよう。

「觀禮」「重賜無數、在車南。」

敖繼公所引鄭注「重猶善也。所加賜善物多少由恩也。『春秋傳』曰、重錦三十兩。」

敖繼公按語「注引「重錦」之文、以證重之爲善也。」

△賈疏「引『春秋』者、閔二年『左氏傳』云、狄人伐衛。又云、及狄人戰于熒澤、衛師敗績、遂滅衛。夜與國人出狄入衛、遂從之。又敗諸河。宋桓公逆諸河、宵濟立戴公以廬於曹。齊侯使公子無虧帥車三百乘、甲士三千人以戌曹。歸公乘馬祭服五稱、牛羊豕鷄狗皆三百、與門材歸夫人魚軒重錦三十兩。鄭引之、證「重賜無數、在車南也。」」

鄭玄が『左傳』の「重錦三十兩。」の文を引用する意圖について、賈公彥は『左傳』の閔公二年の傳文を挙げ、「鄭之を引きて、「重賜數無く、車の南に在り。」を證するなり」という。つまり、鄭玄が『左傳』を引用するのは經文を解明するためなのだから、賈公彥はその出典を指摘しているわけである。だが、賈公彥の疏が載せている『左傳』閔公二年の傳文を読むと、本條の經文の理解とは特に關係がないように思われる。

これに對して、敖繼公の理解に依れば、鄭玄は自らの「重は猶ほ善のごときなり」（「重猶善也」）という訓詁の證據として『左傳』の「重錦三十兩。」を引用したということになる。「重は猶ほ善のごときなり」の「猶」というのは、「重」の字には、元來「善」の意味がないものの、この場合には「善」の意味で理解できる、ということである。この訓詁は一般的ではないので、そこで、鄭玄は『左傳』の「重錦」の「重」も同様に「善」の意味で理解できる、ということを示したのである。¹⁷⁾

敖繼公の解釋と賈公彥疏とを比べると、賈公彥疏は「重錦三十兩」を含む『左傳』の文章を提示するだけであり、鄭玄注の意味がいかなるものであるのか、十分に考えていなかったのではないかと疑われる。これも賈公彥疏が形骸化している一つの現れと見せよう。

この二つの例はともに、賈公彥の解釋は鄭玄注の意味と合致しておらず、敖繼公の再解釋の方がより適切であるように思われる。また、解釋のスタイルということに着目すれば、鄭玄注に對して、賈公彥疏の説明は詳細だが繁雜であるのに對し、敖繼公の説明は簡潔を旨としている、という印象を讀者に與えるものと思われる。

第三節 敖繼公の鄭玄注の根據に對する再考察

鄭玄の注釋に根據があるか否か、それを追究することは「鄭學」を解明しようとした賈公彦にとって重要な課題であつたと言えよう。しかしながら、鄭玄注の根據は本當に賈公彦の考えた通りであつたのかどうか、改めて検討する必要性を敖繼公は感じていた。ここでは、「燕禮」の鄭玄注「不敏」の根據を例として考察してみよう。

①「燕禮」「射人命賓、賓少進、禮辭。」

敖繼公所引鄭注「禮辭、辭不敏也。」

敖繼公按語「注云「辭不敏」者、以「士冠」之賓辭曰「某也不敏」、故意此賓亦然。」

△賈疏「知「禮辭辭不敏」者、取『孝經』曾子云「參不敏」爲義。」

②「聘禮」「遂命使者、使者再拜稽首辭。」

鄭注「辭以不敏。」

△賈疏「「辭以不敏」者、鄭取『孝經』曾子曰「參不敏」之辭爲義也。」

③「鄉射禮記」「使能不宿戒。」

鄭注「能者、敏於事。」

△賈疏「云「能者敏於事」者、『孝經』云「參不敏」、鄭云、敏猶達也。則此通達於事。」

鄭玄は①②「不敏」と言ったり、③「敏」と言ったりしているが、賈公彦はいずれも『孝經』の「參不敏」を用いて解釋する。③の場合は、賈公彦が鄭注「敏於事」の「敏」に對して、『孝經』「參不敏」の鄭注「敏猶達也」を引用したのは自然なことだと思われる。鄭玄の「敏」に對する理解は『孝經』の鄭玄注から窺えるだろうという推測は十分な説得力を有するものといえよう。

では、①②の「不敏」も鄭玄は『孝經』の「參不敏」を参照したのだという賈公彦の解釋はどうであろうか。いわゆる「鄭學」とは五經（もしくは「六藝」）を體系化する注釋學である。この二箇所の注も鄭玄が『孝經』の「參不敏」を念頭に置いて書いた可能性がないわけではない。しかし、『孝經』の「參不敏」とこの二箇所の經文の場面とはあまり関係がないので、ただその意味（義）が通じているだけかもしれない。思うに、賈公彦は『孝經』が聖賢の事蹟を載せており、また鄭玄は『孝經』にも注を施していたという事實を單純に用い、それを取ってこじつけたに過ぎないのであろう。

敖繼公は「燕禮」の鄭注の「辭不敏」に對して、「士冠の賓辭には某も也た不敏なればと曰ふを以て、故に此の賓も亦た然らんと意ふ。」という。敖繼公によると、鄭玄注の根據は、「士冠禮」の賓辭「某不敏、恐不能共事、以病吾子。敢辭。」だということになる。「燕禮」の辭の主體は、「士冠禮」と同様に賓であり、儀節を含めて考えれば、鄭玄注の「不敏」はむしろ「士冠禮」の「不敏」を根據とした可能性がより高いと考えられる。

敖繼公のこの説は極めて説得力のあるものであるが、賈公彦の解釋に見られる『孝經』との繋がりを指摘する發想の大膽さに比べると、つまらなくて地味な考え方にも思われる。この一點のみから読み込むのは武斷に過ぎるかも知れないが、これは、敖繼公と賈公彦との解釋方向上の差異を反映しているものと考えられる。『儀禮』鄭玄注につい

て考えるに当たり、敖繼公は『儀禮』一經を中心として思考を展開し、賈公彦は『儀禮』一經よりもむしろ鄭玄の經書注釋學（『鄭學』）自體を中心として思考を展開しようとする傾向があるのではないかと推測される⁽³⁸⁾。

また、敖繼公の鄭玄注の根據に對する再考察について、賈公彦と明確に異なる立場を取るものとして以下のような例もある。

「覲禮」「出、自屏南、適門西、遂入門左、北面立。王勞之。」

敖繼公所引鄭注「天子外屏。勞之、其道勞也。」

敖繼公按語「按、注云「天子外屏」、用『荀子』文。」

△賈疏「云「天子外屏」、取『禮緯』之文。故『禮緯』云「天子外屏、諸侯内屏、大夫以簾、士以帷」是也。」

鄭玄注の「天子外屏」に對して、賈公彦は『禮緯』の文章から解釋したが、敖繼公はそれを取らず、『荀子』の文章を用いたものと解釋した。確かに、『荀子』「大略」には「天子外屏、諸侯内屏、禮也。」とある。だが、『禮記』「郊特牲」「臺門而旅樹」の鄭注「禮、天子外屏、諸侯内屏、大夫以簾、士以帷。」に對して孔穎達疏も「禮緯文」と解釋している。つまり、賈公彦と孔穎達とはいずれも、鄭玄注の「天子外屏」を『禮緯』によつたものと理解した。鄭玄は『禮緯』に注釋を施しており、⁽²⁹⁾『荀子』よりも『禮緯』の方が鄭玄の經書注釋學には近いのだから、鄭玄注の根據が（子書の）『荀子』ではなく『禮緯』の文章であると考えるのは自然なことなのである⁽³⁰⁾。

それにもかかわらず、敖繼公が『荀子』を典據として掲げた理由としては以下の二つの可能性が考えられる。『禮

緯』とほぼ同じ内容の文章が『荀子』にも見えることは事實であり、『荀子』の成立時期は『禮緯』より先に位置するものと考えられていたであろうから⁽³¹⁾、より先行する典據を提示するという觀點から『荀子』の語として注した可能性が一つである。また、敖繼公がこのように解釋した背景として、緯書を信ずるべからざるものと忌避した北宋以來の思想風潮が敖繼公の著述の上にも影響を與えた可能性が第二である⁽³²⁾。これも、上例と同様に敖繼公と賈公彦の解釋方向上の差異がよく現れているものと言える。従つて、敖繼公と賈公彦とのいずれが適切なのか、という問題については、立場によつて異なる問題を含んでおり、一概に論ずることはできない。

しかしながら、敖繼公の鄭玄注の根據に對する再考察については、上述のような解釋方向上の差異によるものだけでなく、單純に賈公彦が鄭玄注の根據を明白に理解していなかったことに起因するものも多い。例えば、

「鄉射禮」(司馬)命獲者以旌退、命弟子退。福。司射命釋獲者退中與筭而俟。」

敖繼公所引鄭注「備復射也。獲者・釋獲者亦退其薦俎。」

敖繼公按語「按、注云「獲者・釋獲者亦退其薦俎」、此據「大射儀」而言也。」

△賈疏「『獲者釋獲者亦退薦俎』者、上獻時皆有薦俎、辟之於右。今獲者以旌退、釋獲者退中、故知亦退薦俎也。」

賈公彦は鄭玄注の「獲者・釋獲者亦退其薦俎」に對して、經文上の根據に言及しておらず、ただ儀節上はそうあるべきだと解釋した。敖繼公は鄭玄がそう言ったのは直接に「大射儀」に基づいたものであると斷定している。「大射儀」①「司馬師命獲者以旌與薦俎退。」の直後の②「司射命釋獲者退中與筭而俟」に對して、鄭玄は「釋獲者亦退其

薦俎」と注釋を施した。すなわち、鄭玄は經文①の「獲者以旌與薦俎退」により、經文②に對して「釋獲者亦退其薦俎」と解釋した。「郷射禮」のこの箇所に於いて、獲者・釋獲者についてはいずれも「薦俎」という經文が示されていないが、「大射儀」と同じ儀節に當たるので、それに基づいて「獲者・釋獲者亦退其薦俎。」と解釋した。つまり、儀節上そうあるべきであると考えたことに留まらず、直接的な經文上の根據があつてそのように注釋したのである。これについては以下の例も同様のことが言える。

「郷飲酒禮」の鄭注「所進者、狗戴醢也。」敖繼公按語「按、注云「所進者、狗戴醢也」、「少牢・特性饋食」之庶羞、皆以其牲肉爲戴、又有醢、故知此禮當放之也。」

「燕禮」の鄭注「賓席用蒲筵、緇布純。」敖繼公按語「按、注知此賓席蒲筵緇布純者、以「公食大夫」及「郷飲・射記」定之也。」

「聘禮」の鄭注「羣幣、私覲及大夫者。」敖繼公按語「按、注云「及」者、即記所謂「幣之所及」者也。」

「少牢」の鄭注「三餽亦盥升。」敖繼公按語「按、注知「三餽亦盥升」者、以「特性禮」舉奠及長兄弟盥而推之也。」

「有司徹」の鄭注「舊說云、埋之西階東。」敖繼公按語「舊說謂埋祭於西階東者、據「聘禮」埋幣之處而言也。」

これらの例から看取されるように、敖繼公は往々にして鄭玄注の根據を明らかにしようとした。しかも、その根據は『儀禮』の他篇の經文・（經文の後の）記文であり、賈公彥がそれを見落としたのはやや不自然なようにも思われ

る。或いは本章の第二節に述べた通り、このことは賈公彦疏が形骸化したものであることの一端を示すものであるとも言い得よう。

さて、上述の「燕禮」「射人命賓、賓少進、禮辭。」の鄭注に對して、敖繼公は、鄭玄には「士冠禮」の一文以外に特に他の根據がないので、「故に此の賓も亦た然らんと意ふ。」とし、ただ「意」（推測・推論、或いは「禮意」）によるものに過ぎないとしている。ここだけではなく、例えば、「聘禮」「釋幣制玄纁束」の鄭注「玄纁之率、玄居三、纁居二。」に對しても、敖繼公の按語は「蓋し魯人の贈幣に據るを言うなり。此の幣神たる者に用ふるを以て、故に其れ亦た然るを意ふ。魯人の贈、「雜記」に見ゆ。」（蓋據魯人之贈幣言也。以此幣用於神者、故意其亦然。魯人之贈、見「雜記」。）とする。敖繼公は鄭玄が「玄居三、纁居二」と言ったのは、『禮記』「雜記」の「魯人之贈也、三玄二纁。」に據つたものであると解釋した。なぜこれに據つたと言えるのかというと、この箇所も神に祀る儀節だからである。だが、それは確實なものではなく、推測・推論に過ぎないと敖繼公は考えていた。

確實な根據がない場合推測に基づく注釋を附すという鄭玄のこの態度は、むしろ鄭玄に於ける『儀禮』解釋の特徴の一つだともみなし得る。つまり、それは鄭玄注の一種の觀念的な側面（「禮意」）である。だからこそ、現實を重んじる敖繼公は、そのような確實な根據のない鄭玄注に對しては都度指摘しようとした。以下もその具體例である。

「士昏禮記」の鄭注「洗南北直室東隅、東西直房戶與隅間。」敖繼公按語「按、注云「東西直房戶與隅間」、言直二者之間也、亦意之之辭、未必有據。」

「鄉飲酒禮」の鄭注「降立西階東、北面。」敖繼公按語「按、（中略）注又云「降立西階東、北面」、雖無所據、以意度之、當在是也。」

「鄉飲酒禮」の鄭注「說屨、主人在左、賓先右。」敖繼公按語「按、注云「主人在左、賓先右」、謂賓在主人之左、故主人先說左屨、主人在賓之右、故賓先說右屨、是亦鄭氏以意言之耳。」

「士喪禮」の鄭注「軸狀如轉轆、刻兩頭爲軹。」敖繼公按語「鄭氏此說未必有據、亦但以意言之。」

「士喪禮」の鄭注「大夫以上、月半有奠。」敖繼公按語「按、注以此言士禮、謂大夫即有月半奠、它无所據也。然亦未有以決其是否、姑存之。」

「既夕禮」の鄭注「士器略也。大夫以上、兼用鬼器人器也。」敖繼公按語「按、注云「大夫以上、兼用鬼器人器」、鄭氏以此「士喪禮」無祭器、故意大夫則有之。然亦未有以見其必然。」

「士虞禮記」の鄭注「夕日、則服葛者爲祔期。」敖繼公按語「按、注云「夕日、則服葛者爲祔期」、是亦以意言之耳。」

おわりに

清朝の學者は『儀禮』の經注文を校勘する立場から、『儀禮集說』に於ける鄭玄注の引用に對して消極的な評價（「盡くは憑るに足らず。」）を下しており、それ以降、敖繼公の鄭玄注の引用に關する實際の内容については検討さ

れてこなかった。本稿は第一章の考察を通じて敖繼公のそのような引用方法は、彼の『儀禮』に對する讀解方法である「横讀法」と關係するものであるということを示した。

また、敖繼公の『儀禮集說』は鄭玄の『儀禮注』とは別個の『儀禮』解釋體系を打ち立てており、且つ、敖繼公は鄭玄注を「疵多く醇少し」と批判した。それにもかかわらず、第二章の検討を通じて、敖繼公は客觀的に鄭玄注を研究し、積極的に鄭玄注を説明しようとしていることが明らかになった。敖繼公の鄭玄注に對する理解は非常に精密な點を含み、現在我々が鄭玄注を讀むに當たつても、敖繼公の解釋を讀むことは理解の助けになるだろう。

敖繼公は元代經學史に於いて忽視すべからざる存在であるが、彼の鄭玄注の引用及びそれに對する解釋は、中國經學史上いかなる意味を有するものであろうか。元代の經學者は古注を輕視し、注・疏の意味をよく理解していなかった、とは清朝以來の經學史の通説であるが⁽³³⁾、少なくとも敖繼公については決してそうではないと言わなければならない。本論でこれまで述べてきたように、鄭玄注に對する賈公彥疏の解釋の不十分・不適切なところにおいて、敖繼公は適切に再解釋・再考察を行っているのである。それは彼が鄭玄注のみならず、賈公彥疏をも深く研究したことの證であることは言うまでもない。

漢學を墨守する清朝乾隆中後期の學者は専ら敖繼公が鄭玄に對して異を唱えるところにばかり注目したが⁽³⁴⁾、新たな『儀禮』學體系を打ち立てることと、鄭玄注を理解することとは、相矛盾することではない。むしろ敖繼公は鄭玄注を精密に研究することを通じて、鄭玄注に對抗し得る解釋體系を打ち立てることができたのだと考えられる。このような敖繼公の『儀禮集說』と鄭玄の『儀禮注』との兩者の特質の違いについては今後の課題としたい。

注

- (1) 『儀禮集說』 自序。
- (2) 例えば、野間文史氏は「『儀禮』には新注は存在しない」（『五經入門』、研文出版、二〇一四年、一七六頁）と述べている。
- (3) 『儀禮集說』 自序。
- (4) 摘藻堂『四庫薈要』本『儀禮集說』書前「提要」（乾隆四十年四月と署す）、文溯閣『四庫全書』本『儀禮集說』書前「提要」（乾隆四十七年四月と署す）。この二篇の「提要」の内容はほぼ同じである。
- (5) 文淵閣『四庫全書』本『欽定儀禮義疏』書前「提要」（乾隆年月と署す）。『四庫全書總目提要』本に同じ。
- (6) 清朝の學者の敖繼公『儀禮集說』についての評價の變遷は、すでに彭林氏の「清人對敖繼公之臧否與鄭玄經師地位之恢復」（『文史』二〇〇五年第一號、二三三～二五五頁。）に述べられている。ただ、氏の立場は漢學中心主義によるもので、敖繼公の鄭玄批判の側面にのみ注目している。
- (7) 顧遷氏「敖繼公『儀禮集說』與清代禮學」（『史林』二〇一二年第三號、六二頁）に「敖氏鑽研『儀禮』極深、故於鄭學亦深入堂奧。」「末尾所綴「繼公案」、則多爲鄭注之訂補。」「補足鄭義」、「兼推鄭義所由」とある。
- (8) この箇所の敖繼公の注釋は「鼎設局、是亦舉之也。孤子則舉鼎陳于門外。」とあり、彼は自らの解釋を述べる前にまず先行研究としての鄭注「局、鼎扛、所以舉之者也。」を提示しようとしたのである。

(9) 彭元瑞『知聖道齋讀書跋尾』卷一「自校儀禮注疏三」。

(10) これに對して、敖繼公と對照的な存在である鄭玄は、具體的な上下の文脈の中に於いて經文の意味を確定したので「縱讀法」と言えると筆者は考えている。

(11) 盧文弨『儀禮注疏詳校』「凡例」に「江都汪拔萃容夫中、曾示余以『儀禮』之但有鄭注而無疏者。其間有朱筆校訂、於注之先後頗有移易、因經文初見處、鄭或不加訓釋、而於再見・三見始出之、校者因爲之移後以置前。相傳以爲宋本、而與賈疏殊不相合。後質之高郵劉學博端臨台拱、以爲所校者實非宋本、太半乃依元人敖繼公『集解(說)』本也。」とある。また、盧文弨「書校本儀禮後(丙申)」「抱經堂文集」卷八の末尾に「於後知容甫所云宋本非真宋本也。其鄭注前後移易、乃據元敖繼公『集說』本耳。甲寅正月記。」とある。

(12) 盧文弨『儀禮注疏詳校』卷一の末尾に「前所見單注本、乃敖氏本也。敖氏往往引後篇之注於前、又多以意增成其文。當時不察、以爲賈疏以前之舊本、而不知其不足憑也。」とある。

(13) 盧文弨『儀禮注疏詳校』卷一に賈公彥疏の「若今涼州烏翅矣」の句に對して「此是彼「腊人」注、敖(繼公)乃取之入此注中、誤。」とある。

(14) 彭元瑞『知聖道齋讀書跋尾』卷一「自校儀禮注疏二」に「『通解』及『儀禮圖』移記附經、遂滋後人之誤。『集說』譏之、是也。顧其書復移置鄭注、且所採殊少、與『儀禮圖』同。」とある。

(15) 鄭玄は『周禮』に注を施した際、鄭大夫(興)・鄭司農(衆)・杜子春の三家の説を引用する際に限り、自説を

述べるには「玄謂」と表記する形式を取る。敖繼公もこの形式に倣ったものと思われる。

(16) 「士冠禮」「爵弁、皮弁、緇布冠各一匱。」條。

(17) 「喪服」「斬衰」章「喪服、斬衰裳、苴經杖、絞帶、冠繩纓、菅屨者。」條と「齊衰杖期」章「傳曰、問者曰、何冠也。曰、齊衰大功、冠其受也。緦麻小功、冠其衰也。帶緣各視其冠。」條。

(18) もちろん、「繼公謂」のところには鄭玄注に對してのコメントがないわけではないが、按語の部分に於いてその解釋をしようとする姿勢がより明白であるから、本稿に於いては按語部分を分析の對象として設定する。

(19) 『朱子語類』卷八五、九條、黃義剛錄『儀禮疏』說得不甚分明。」

(20) 『欽定儀禮義疏』「凡例」に「賈疏釋注者、雙行小書、各分附本注之下。後儒說有與注・疏相證相足者亦然。」とある。

(21) 胡培翬『儀禮正義』(卷二十五)に「(注)云服在小功之上者、欲著其縷之精麤也者、謂此經喪服之序、總衰在小功上、以總衰用小功之縷、其精麤同、故服序相次、是欲著其縷之精麤也。云升數在齊衰之中者不敢以兄弟之服服至尊也者、齊衰四升五升六升而此總衰四升有半、是在齊衰之中也。不敢以兄弟之服服至尊也、用「齊衰三月」章傳文。」とあり、明らかに敖繼公の説に従ったものである。

(22) 池田秀三氏「中國古典における訓詁注釋の思想」、『哲學研究』第五五〇號、一九八四年十月、四一九頁。改題「中國古典における訓詁注釋の意義」、『中國古典學のかたち』所收(研文出版、二〇一四年、五頁)。

(23) 「燕禮」 「若射、則大射正爲司射、如鄉射之禮。」の鄭玄注に對する敖繼公の按語。

(24) 胡培翬『儀禮正義』卷十七に「今案、『周禮』「大行人」・「掌客」皆先言饗、後言食、敖說或得鄭意歟。」とある。

(25) 黃以周『禮書通故』卷二四「燕饗禮通故」に「以周案、食主食、莢主飲、饗兼食莢、爲禮之盛。『周官』「大行人」・「掌客」皆先言饗、後言食。蓋饗先于食也、故食禮設洗曰如饗、大夫拜至曰如饗拜。『聘禮』壹食在二饗之間、敖申鄭是。賈疏「聘禮」食在饗菹、「公食」饗在食菹、先後出于主君之意不定、非也。」とある。

(26) 勿論、聖人によつて編纂されたと想定される經書に於いて、經文の順番が常に意味を持たないというわけではない。

(27) 「重は猶ほ善のごときなり」という訓詁は鄭玄以外には例がない。

(28) この點に關しては、いまは指摘するにとどめ、詳細は別稿を準備することとしたい。

(29) 『隋書』「經籍志」に「禮緯三卷、鄭玄注、亡。」とある。

(30) 緯書は鄭玄の經書注釋學に於いて如何なる意味を持つてゐるのかについて、池田秀三氏「緯書鄭氏學研究序說」(『哲學研究』第五四八號、一九八三年十月、六一頁。)は「緯書の存在なくしては彼(鄭玄)の六藝の一體觀の確立はあり得ず、また經學の總合體係化もあり得なかつた。緯書こそ鄭玄の學問・思想全體の構成の中核であり、またその解明の鍵でもある。」と指摘してゐる。

(31) 『禮緯』などの緯書は、古くは孔子によるものという説(荀悦『申鑒』卷三「俗嫌」「世稱緯書、仲尼之作也。」)が信じられていたが、すでに後漢の張衡は前漢末(哀帝・平帝)の偽作だ(『後漢書』卷五九張衡傳「則知圖讖成於哀・平之際也。」)と断定している。敖繼公は緯書の成立時期についてはどのように考えていたのか明言していないが、同時代の王應麟は明らかに張衡の説そのままに踏襲している。『困學紀聞』卷六「春秋」に「愚謂緯書起哀・平間、董生時未有之。」とある。これは緯書を信用しない張衡以降の一般的な緯書觀を反映したものである。敖繼公も同様に考えていたものと考えられる。歴代の緯書評價に關しては、朱彝尊『經義考』卷二九八「通說四 說緯」を參照。

(32) 北宋の歐陽脩は唐代の『九經正義』中に引かれる讖緯の書を削除することを訴える上奏を行った。『文集』奏議卷第十六「論刪去九經正義中讖緯劄子」參照。

(33) 例えば、皮錫瑞『經學歷史』「經學積衰時代」に「宋儒學有根柢、故雖撥棄古義、猶能自成一家。若元人則株守宋儒之書、而於注疏所得甚淺。」とある。

(34) 褚寅亮『儀禮管見』自序「至敖氏繼公著『儀禮集說』一編……其意似不專主解經、而維在與康成立異。」